

佐賀市教育委員会 様

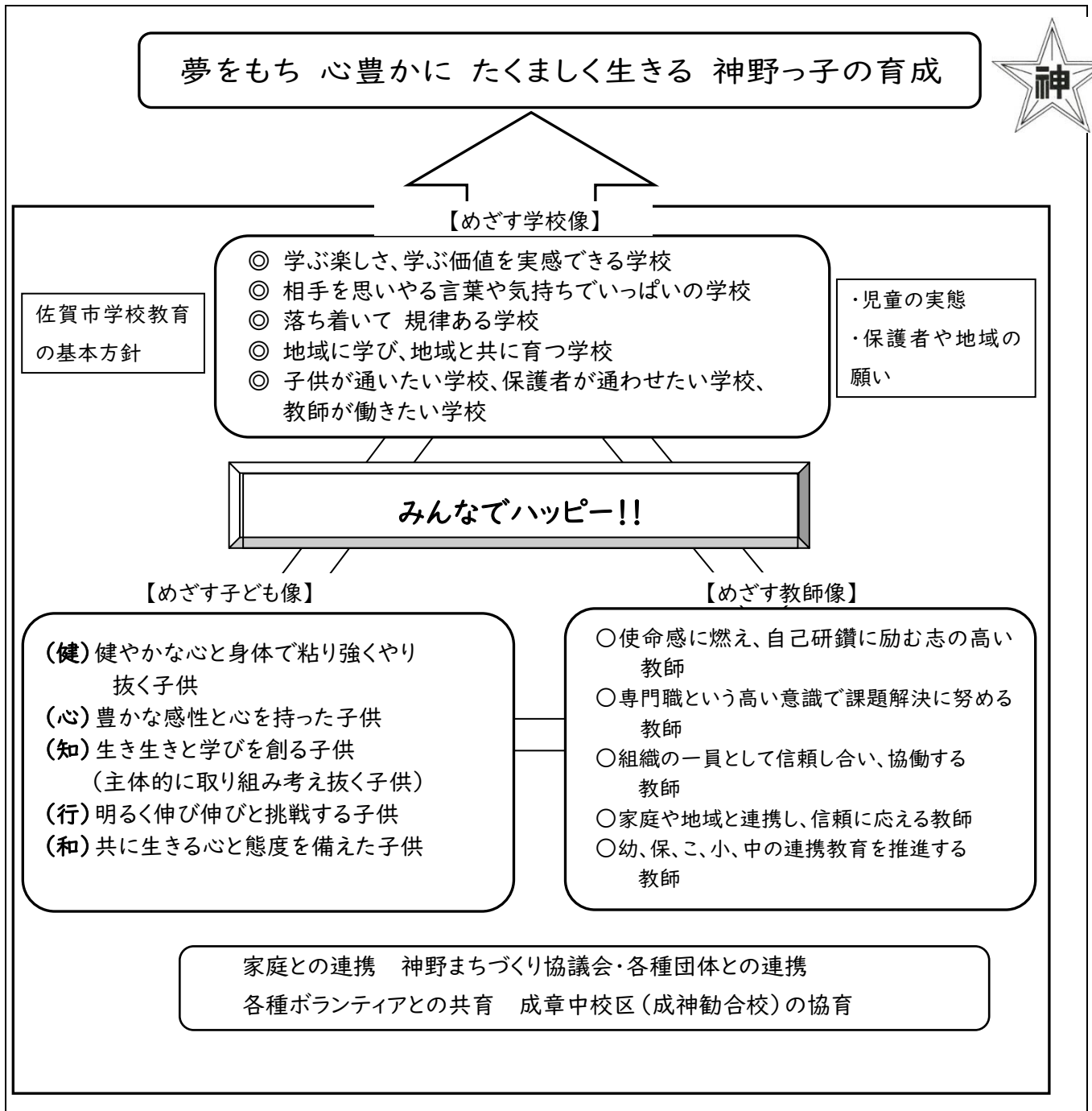
学校名 佐賀市立神野小学校

校長名 遠藤 浩幸

### 令和7年度教育課程について(届出)

このことについて、佐賀市立小・中学校の管理運営に関する規則に基づき下記のとおり届出します。

## I. 学校の教育目標



## 2. 本校の教育の特色

### (1) 学校の教育目標

昨年度の学校教育目標を継続し、一人一人の児童が、自ら課題やめあてをもち、伸び伸びと学習活動に取り組むとともに、互いの良さを認め合い磨き合う姿を目標として掲げている。

また、めざす子ども像については、昭和 51 年から受け継がれており、まさしく生きる力を兼ね備えた姿であり、各学年・学級で「健・心・知・行・和」の五つの光の育成をめざし、教育活動に取り組んでいる。本校南門を入ったところに、五つの光を求めて進む子ども像が設置されており、本校児童も毎日目にしているところである。

### (2) 幼保こ小連携、小中連携（成神勸合校協育）の取組

随時、情報交換を行っていく。保育や授業の相互参観において、互いの理解を深め、「気になる児童」に対して適切な支援を行えるよう情報交換を行う。接続期プログラム「えがお わくわく」を活用しながら、基本的な学習・生活習慣の確立や指導を行う。小中連携（成神勸合校協育）においては、中学校入学説明会や中学校教師による出前授業、部活動体験等、進学に対する児童の不安を取り除くために多様な交流の場を設定する。成章中学校区3校職員による合同研修会や授業研究会等を実施し、学び3部会（学力向上・生活・家庭連携）の活動充実を図る。

### (3) 市民性を育む取組

朝の時間帯の読み聞かせやそろばんタイム、クラブ活動、授業（総合や生活、家庭科等）において、地域ボランティアやゲストティーチャーの活用、地域社会の施設や自然を生かした学習を展開している。また、コロナ感染対策の影響を踏まえながら、できる限り神野町づくり協議会や地域の各種団体との連携を図り、各種体験活動の充実、通学合宿や高校生ティーチャー講座等の活動を通して、地域の一員としての市民性をはぐくむ教育に取り組む。

### (4) インクルーシブ教育の取組

本校は平成元年より県立盲学校との交流教育を行ってきた。また、今年度は4つの障害種の特別支援学級の設置をしている。共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育の充実を図っていく。特別な支援が必要な児童については、担任と特別支援教育 Co（主幹教諭）、教育相談、学年職員、管理職等が情報を共有し、実態に応じた適切な支援体制について協議を行う。また、特別支援学校の巡回相談の活用や外部専門機関、中央児童相談所等との連携を進める。

### (5) キャリア教育の推進

総合的な学習の時間だけではなく、教科・領域とも関連させ、勤労観を身に付けさせるとともに、これからの時代を生き抜くための素地を育成している。キャリアパスポートの作成を通して、児童自身が変容や成長を自己評価できるようにする。

### (6) 日本語指導教育の推進

外国にルーツを持ち日本語に困り感をもっている児童に対する日本語指導担当教員を配置し、日本語指導教育を進める。

### (7) 学級活動の取組

学級活動において合意形成を図ることの経験を繰り返し、全員で取り組む体験を積み重ねていくことで、子どもたち同士の結びつきを強くする。また、自分たちで話し合って決めた活動を実施する中で発揮される自分のよさを周りの友達から教えてもらったり、認められたりする活動を積み重ねることで、自分のよさや成長を実感させ、更なる自信の高まりをねらう。

### 3. 教育計画

#### (1) 本年度の教育の重点

<p>○魅力ある学級経営、協働体制に基づく学年経営力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個に応じた指導・支援</li><li>・学年主任会の開催</li><li>・学年間の連携協力の強化</li></ul>	<p>○学力向上の取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特活の校内研を生かした協働的な学びの充実、授業の工夫・改善</li><li>・全国・県学力状況調査の結果を生かした指導法の改善</li></ul>	<p>○特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・交流学級との連携協力</li><li>・特別支援委員会(校内)の活用</li><li>・合理的配慮と支援の充実</li></ul>
<p>○教育相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教育相談体制の構築</li><li>・教育相談週間の設定</li><li>・配慮が必要な児童、不登校傾向児童への支援、関係機関との連携</li></ul>	<p>○人権・同和教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・校内研による児童相互の絆づくり</li><li>・「いじめ・いのちの日」の取組</li><li>・特別の教科道徳の充実</li><li>・インクルーシブ教育の推進</li></ul>	<p>○神野地域との連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域環境(人・もの・こと)との連携及び活用</li><li>・まちづくり協議会との連携</li><li>・地域行事への積極的参加</li></ul>
<p>○幼保こ小連携・小中連携、家庭教育の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・幼保こ小、小中の連携強化</li><li>・<small>せいこうかんがっこうきょういく</small>成神勸合校協育の推進</li><li>・家庭学習の内容充実</li></ul>	<p>○食育・健康教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・家庭における共食の推進</li><li>・食育及び健康教育の推進</li><li>・徒歩での登下校の推進</li></ul>	<p>○学校における働き方改革</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・業務の改善</li><li>・働き方の見直し(意識改革)</li><li>・子供と向き合う時間の確保</li><li>・効果的な教育活動の実践</li></ul>

～ 知・徳・体の調和のとれた力をもつ子供を育てる ～

#### 神野小職員の誓い

- ① 子供の範になります(あいさつ、健康、時間厳守、効率的事務処理)
- ② 報・連・相を守ります(アカウントビリティ、協働体制、情報公開)
- ③ 安全運転に努めます(3秒の車間距離、3秒前の指示器、3分早めの出発)
- ④ 服務規律を守ります(体罰禁止、セクハラ・パワハラ防止、個人情報管理)
- ⑤ 業務改善による効果的な教育活動を行います(働き方に関する意識改革)

## (2) 佐賀市の特色ある取組について

### ① 幼保こ・小・中連携の取組

幼稚園、保育園等の年長から小学校入学における接続、及び小学校高学年から中学校入学への接続において、学習内容や指導方法の系統性を検討し、改善していく。また、育ちや学びの連続性において、集団生活や学習への適応が図れるように、指導体制や教育活動の点検・見直しや改善を行う。

以下のような取組を通して、小1プロブレム・中1ギャップを感じさせない、つながりのある指導に取り組む。

#### ○ 幼保小の接続期における「学びの連続」と「円滑な移行」のための連携・指導の充実

- ア) 1年生と年長児の交流による「なかよし交流会」等を仕組むことで、年長児に小学校生活のイメージをもたせ、進学への不安を取り除き、円滑な移行を図る。
- イ) 幼稚園・保育園等と小学校において、定期的な情報交換にとどまらず、必要に応じて随時、情報交換を行い、児童の困り感の軽減につなげる。
- ウ) 佐賀市教育委員会による接続期プログラム「えがお わくわく」を活用し、児童の発達段階を把握するとともに、新1年生が小学校の学校生活や学習にスムーズに順応できるように「スタートカリキュラム」を編成・実施しながら、基本的な学習・生活習慣の確立と各教科の目標に合致した指導を行う。

#### ○ 小中における「学びの連続」と「円滑な移行」のための連携・指導の充実

- ア) 接続期に当たる義務教育中期(小5・6年)では、教師の特性を生かして級外職員等による専門的・専科的授業を行い、児童の興味・関心を喚起し、学習内容の理解が十分に図れるようにする。
- イ) 中学校入学説明会や中学校での授業体験、部活動体験、ようこそ先輩等、中学校との多様な交流の場を設定し、6年生に中学校生活のイメージをもたせることで、進学への不安を取り除き、円滑な移行を図る。
- ウ) 6年生在籍時と中学校入学後に相互の授業参観や情報交換の場を設け、職員による小中間の理解を深める。
- エ) 成章中学校校区三校による教育相談や特別支援教育等の合同研修会で情報交換を行い、教育的配慮の必要な児童への適切な支援へつなげる。
- オ) 学び三部会(学力向上・生活・家庭連携)で、小中連携を通して連続性・一貫性のある教科指導や生徒指導を行い、中学校での生活や学習への適応が図れるようにする。
  - ・学力向上 : 小中で一貫した学び方を身につけさせるために、三校で共通した「学びの心構え」をもとに本校の実態から作成した「学びの五箇条」により聴き方・話し方に重点を置いた指導を行い、学習規律の一貫性を図る。
  - ・生活 : 三校で共通の生活意識アンケートをとり、三校各々の課題を把握し、生活重点目標を設定することで、生活規律の一貫性を図る。
  - ・家庭連携 : 児童が主体的に学べる家庭学習の基盤づくりに向けて、自主学習ノートの指導や「家庭学習生活の心得」や家庭でのネットルール作りを啓発する家庭用掲示物の配布等を行う。
  - ・特別支援教育 : 小6から中1へのスムーズな移行に向けて、三校で情報共有を行うことで、より効果的で継続的な支援を検討する。

## ②「いじめ・いのちを考える日」の取組

○「いじめ・いのちを考える日」(毎月1回)

・原則として毎月月初めのいじめ・いのちを考える時間に、児童へ、いじめや命にかかわる指導及びアンケート調査(「心のアンケート」)を行う。いじめや命にかかわる指導は、担当を決め、年間計画のもと行う。アンケートを集め児童の様子を把握することで、いじめの未然防止につなげる。

・保護者へのアンケート(心のアンケート)を毎月、月初めに行い、学校では分かりにくい児童の様子を把握したり、いじめの未然防止に活用したりする。集約の方法として、ウェブ形式での回答法を採用し、より回答しやすい環境整備に取り組んでいる。共通理解すべきことについては全職員で情報を共有し、指導の手順を確認したり、徹底を図ったりする。事後の取り組みや対応については、保護者と管理職に報告し、理解・協力を得る。

・アンケートに気になる記載があった時には、関わっている児童への聞き取りを行ったり、話し合いの場を設けたりしながら解決策を探る。

・各学期の始業式の中で、佐賀市の「いじめゼロの約束レインボー作戦」を全校で確認する場を設ける。

## ③市民性を育む取組

市民性を育む教育は「子どもへのまなざし運動」での地域の取組の核であり、子どもを市民の一人としてとらえ、将来の“さが”を担っていくために必要な力を身につけさせていく学校と地域の協働の営みである。佐賀市が考える市民性が育まれた人のイメージは、次の6つである。

ア) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割と責任を自覚した言動をとることができる人

イ) 他の人々に対し感謝と思いやりの心をもった言動をとることができる人

ウ) 困っている人に出会ったとき、自分に何ができるのか考え実行できる人

エ) ボランティア活動や地域活動に協力し、自分に何ができるか考え実行できる人

オ) 自治意識を持って、よりよい社会の実現に努力することができる人

カ) 地域社会の習慣や伝統文化の良さを知り、守り育てる行動をとることができる人

このイメージに向けて、「出番、役割、承認」を意識して以下の3点に取り組むようにする。

まず、生活科や総合的な学習の時間の中で上級生が、学習した成果を下級生に伝える活動を意図的に取り入れたり、異学年のたてわりグループを設定し、各々に目的意識をもたせ、交流を行わせたりする。

次に、生活科や総合的な学習の時間、クラブ活動において、地域の方々とふれあう活動やゲストティーチャーとして招いての活動を取り入れることで、地域の人々への感謝の気持ちを育てる。また、全教育活動を通して、立場や考え方の異なる友達への理解や思いやりの心を育む。

### 市民性を育む取組の年間計画

1学期	神野公園 PR 大作戦(3年総合) 目指せお米博士①(4年総合)
2学期	神野芸術祭(4・5・6年生) 神野公園 PR 大作戦(3年総合) 目指せ!お米博士②(4年総合) 伝えよう!長崎に学ぶ平和(6年総合)
3学期	わたしたちの生活と政治(6年社会科)
通年	たてわり活動(全学年)

そして、総合的な学習の時間において、神野公園の花壇に花の苗を植える活動や、園内の清掃活動を取り入れ、草花を愛護する心や公共の施設を大切にすることを育てる。また、学校と「神野まちづくり協議会」が協力して行う「神野芸術祭」での文化的・芸術的活動を通して、児童に「ふるさと神野」について考えさせ、地域に残る文化を大切にしたり、伝統芸能を守り継承しようとする郷土愛を育ませる。さらに、市民の一人としての自覚を促すために、校区民体育大会や公民館主催の行事など、地

域の行事やボランティア活動に積極的に参加するように勧める。公民館主催の行事には児童や保護者だけでなく、職員も積極的に参加して、活動の様子などを紹介することで市民性を育む教育の啓発を図る。

### (3) 指導の重点7項目

#### ①「いのち」を守る教育の充実(安心・安全な学校づくり) SDGs3,4,10

「道徳」の授業や「いじめ・いのちを考える時間」の中で「いのち」に関する内容を扱い、自分の「いのち」、他人の「いのち」、その他生き物の「いのち」などに関して、各学年の発達段階に応じて指導をする。いのちを大切にすることを育てることで、それが行動に移せるように指導していきたい。

諸避難訓練において自他の「いのち」を守る方法を知り、適切な避難行動の取り方等「いのち」を守る方法を確実に身に付けさせる。

#### ②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善(学力向上) SDGs4

##### ○校内研究を生かした授業改善

昨年度より「自他を尊重し、互いを認め合う子どもの育成」をテーマに学級会について校内研に取り組んでいる。子どもたちにとって学級での生活や学校生活をより良いものにするために、自分たちの手でよりよい学級や学校生活をつくる自主的・自発的な活動を行うことが必要であると考えている。また、活動の中で発揮される自分のよさを周りの友だちから教えてもらったり、認められたりする活動を積み重ね、自分のよさや成長を実感することで、さらなる自信の高まりが見込めるであろう。さらに、集団における合意形成では「他者の意見も受け入れつつ自分の考えも主張できるようにすること」や「異なる意見や考えを基に様々な解決の方法を模索したり、折り合いを付けたりすること」が大切であるとされている。学級活動において主体的・対話的で深い学びを意識して合意形成を図ることの経験を繰り返し、全員で活動に取り組む体験を積み重ねていくことで、子どもたち同士の結びつきをより強いものにしていきたい。また、そこで学んだことを、その他の教科でも主体的・対話的で深い学びの視点を意識して児童が授業に生かすことができるように指導していきたいと考える。

##### ○学習状況調査等の結果を踏まえた学習指導法の改善

5年生以上においては令和5年度県学習状況調査の結果を踏まえ、PDCAサイクルの見直しに合わせて指導法の改善につなげていく。該当学年については、各学年の強み・弱みを明らかにするとともに、学年で手立てをとり、学習内容の定着を図っていく。4年生以下についても、5年生以上の結果を踏まえ、5年生までに付けておくべき力を意識して、学年で連携して各教科の指導に当たる。

また、家庭において生活習慣や学習習慣の確立を図っていく必要がある。学習状況調査の意識調査の結果の分析を行い、基本的学習習慣・生活習慣の形成のための家庭との連携強化として「家庭学習・生活がんばり表」や「学びのスタイルの確立のための全校的な取組(学びの五箇条)」を継続して進めていく。

##### ○校内研修の取り組み

学習指導や特別支援教育、教育相談、ICT 利活用等について我々教職員が研修を深めていく必要がある。年間を通して計画的に研修を行い、すべての児童が安心して参加できる授業や、「分かる」「できる」授業、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業に取り組んでいく。

#### ③特別支援教育の充実 SDGs3,4,10,16

共生社会の形成に向け、集団での学びと個別の学びのメリットを最大限に生かし、児童一人一人のニーズに臨機応変に応えながら、自己実現に向けた指導・支援を行っていく。

・自立活動については、前年度末に作成した自立活動の個別の指導計画をもとに計画的に指導していくことを基本とする。その内容については、担任の主観によるものではなく、保護者の考えや専門機関の意見等を十分に反映しながら柔軟な姿勢で継続的に指導を行っていく。

・支援を要する児童の支援のあり方については、長期休業中等に職員研修会を設定し、学校全体の課題として、

全職員で取り組む。同時に、教育相談連絡会において、一人一人の児童の特性や特性に応じた支援、配慮等について職員間の共通理解を図っていく。

・特別支援学級在籍児童、発達障害等の診断を受けている児童又は学校生活支援員の支援が必要と思われる児童、通級指導教室[ことば・まなび]に通っている児童については、特別支援教育コーディネーターと担任が連携を取りながら個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成を行う。その実践においては、必要に応じて校内委員会、ケース会議及び校内教育支援委員会を開き、児童理解や支援のあり方について共通理解を図る。個別の教育支援計画・個別の指導計画はPDCAのサイクルで加除修正していく。

・ケース会議等においては、児童や保護者の困り感を解消するため必要に応じて医療機関や専門機関につなげる。

・週1回の特支部会を設定し、児童の情報共有を図ることで、特別支援学級の担任全員がチームとして児童の指導・支援にあたることのできる協力体制を整える。また、特別支援学級支援員等が配置された場合は、計画的に活用し、有効な支援がなされるように支援体制を構築する。

・進学指導については、個別の教育支援計画・個別の指導計画をもとに担任と保護者が丁寧に話し合いを重ね、児童個々に適した進学先が決定できるような相談活動を展開していく。中学校等との連絡会では的確な情報交換を行うことで、児童が安心して進学できるような体制を整備していく。

・就学指導については、特別支援教育コーディネーターを中心に幼保小の連携を密にとり、児童、保護者が安心してスムーズに小学校生活が始めるような体制作りを行う。

#### ④生徒指導の充実

SDGs4,5,10,16

##### ○生徒指導の年間計画

・成章校区小中連携「学力向上部会」での重点指導目標、「元気なあいさつ」「無言掃除」「時間を守る」を指導の柱とし、楽しく充実感に満ちた学校生活ができるように指導にあたる。『生活習慣の改善が学力向上につながる。』の考えのもと、「生活部会」等との連携を図り、児童が自分の生活態度をふり返る習慣を付けさせる。

##### ○気になる児童への対応について

・「気になる子」については、2ヶ月に1度、全職員による共通理解の場を設定し、学年末には各学年で話し合い次年度に引き継ぐ。また、隔月各学年で生徒指導・教育相談会議を行い、「気になる子」について話し合うとともに生徒指導・教育相談連絡協議会で共通理解を図る。

##### ○いじめへの対応について

・『佐賀市いじめ・いのちを考える日』に合わせて、児童に「心のアンケート」を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努める。また、保護者に対してもアンケートを実施し、学校では把握できない家庭や地域での様子を知り、適時指導に活用する。さらに、1学期と2学期に『Q-U』アンケートを実施し、適切な活用法について職員研修を行うことでいじめや不登校等の未然防止につなげる。

・気になる児童へのサポート体制の見直しを図る。

##### ○校内生活について

・「神野小学校すてきメソッド」を作成し、4月の段階で全職員の共通理解のもと指導の徹底を図る。

・時間を意識して行動させる。登校時刻に遅れがちな児童に対しては学校と家庭で連携して指導を行う。チャイムと同時に授業や掃除を開始することができるように、授業開始5分前には着席しておくように指導する。次の学習に取り組めるように常に時間を意識した行動を促す。

・心づくり部で、月の生活のめあてを設定し、月末の生徒指導協議会において達成状況を確認する。

・生活指導については、全職員で指導にあたる。毎週行われる職員連絡会において、指導すべき事項を共通理解して指導を徹底させる。また、必要に応じて生徒指導部会を開き児童を指導する。

・問題行動への対応については、問題行動を把握した職員が直ちに管理職・生徒指導担当教員に報告して、組

織的に対応する。

・ほめほめ活動を行い、自己肯定感、自己有用感を高め、自信を持って何事にも主体的に取り組める児童の育成を目指す。

## ⑤人権・同和教育の充実

SDGs1,3,4,10,16

○校内研による学級づくりや人権意識の高揚に係る取り組み

- ・人権・同和教育を教育の原点として捉え、励まし合い助け合う心豊かな児童の育成を目指し、一人一人を大切に差別やいじめのない学級・学年集団づくりに努める。
- ・構成的グループエンカウンターなどの活動を通して、自他のよさを認め合う温かい心の育成や、助け合い支え合う仲間づくり・望ましい人間関係づくりを進める。
- ・毎月1日の「いじめ・いのちを考える日」に人権に関する話を幅広く聞けるように、担任以外が話をする機会を設ける。また、児童・保護者アンケートに加え、1学期と2学期にQ-Uを実施し、学級・学年経営に生かす。
- ・盲学校や特別支援学級との交流を通して互いのよさや一人一人がかけがえのない存在であることを認め合い、自他共に大切にしようとする態度を養う。
- ・毎学期の始業式で、佐賀市のいじめゼロの取組である「いじめ0の約束～レインボー作戦」の合い言葉を全校児童で読み合わせて、いじめ防止のための具体的な行動を意識させる。
- ・7月に平和学習週間、平和集会「おりづる集会」、12月に「6年生による平和学習報告会」という一連の活動を通して戦争の悲惨さや命の尊さ、平和の大切さを考えさせ、平和への意識を高める。
- ・人権集会を年3回計画する。4月（特別支援、障がい者への理解）、10月（多様性、外国にルーツのある児童の理解）、12月（いじめ防止、人権意識の向上）と、内容を明確化して全校で取り組み、児童の人権意識を高める。
- ・学年朝会で人権に関わる話をしたり、学校生活の中での気になる事案について学年で共通理解を図ったりしながら、人権尊重の意識・心情の育成を図る。
- ・佐賀市人権総合学習において、様々な人権についての学習やコミュニケーション能力、基礎学力の育成の充実にを図る

○職員の人権意識の高揚と組織的な取り組み

- ・県・市の人権・同和教育研修会への参加、校内の人権・同和教育研修会の開催、盲学校との交流会等を通して正しい知識を習得し、職員の人権感覚を磨く。
- ・部落史・部落問題についての研修の機会を設ける。

## ⑥グローバル時代に対応する外国語教育の充実

SDGs4,10,16

○第3・4学年における外国語活動では「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高める。音声面を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を十分に高めた上で、第5・6学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を加えて、総合的・系統的に扱っていく。五つの領域の言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。

○10月のハロウィンや12月のクリスマスなど、日本でも取り入れられている文化を取り上げ、デジタル教材を活用するなどして、日本以外の国との文化を比較する活動を通して文化の違いに気付かせることができるようにする。また、簡単な英語表現を用いて教師と児童や児童同士、ALTとのコミュニケーションを図る場面を設定する。目的や場面、状況に応じて、自分の考えを紹介したり相手に反応したりする「言語活動」を毎時間繰り返すことによって、児童が相手に配慮しながら外国語を用いて自分の思いや考えを伝えられるよう指導する。



○指導にあたって、学年内で共通のLESSONプランで実施することを基本とする。その際、外国語の音声や文化に慣れ親しませることを目的とし、ALTが来校する際はALTとのTTでの授業を行う。担任単独の授業においても、デジタル教材を積極的に活用し、外国の文化や音声に慣れ親しませるようにする。

○校区内の中学校で授業参観と情報交換会を行い、中学校における外国語学習の様子を職員が把握すると共に、中学校の外国語指導担当者の小学校への出前授業を通して、小学校での外国語指導と中学校の英語指導の連携を図る。

## キ) 情報教育の充実

SDGs4,9

高度情報化が進む中、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、コンピュータなどの情報手段を適切に用いて、情報を収集・整理・比較・発信・伝達する力や基本的操作技能、情報モラル、情報セキュリティに関する資質・能力を身に付けさせる。情報モラルについては、2学期までに年間計画や情報教育カリキュラムを基に学級活動や道徳の時間を使いながら情報を正しく安全に利用し、節度を持って発信をするなど、情報社会で適正に活動するための基礎となる考え方や態度を育てていく。ICT 機器を利活用する資質・能力については、各教科やはばたき(総合的な学習)の時間に、問題解決的な活動や探究的な活動に取り組みながら、情報の収集・整理・発信する等の情報スキルを身に付けさせる。

プログラミング教育の観点からは、身近に電子的なプログラムが組み込まれた製品が数多く存在していることや、それらを適切に活用しながら生活していることを理解させる。低、中学年においては、基本的なプログラミングを用いたソフトを活用し、操作に慣れ親しませていく。そのうえで、高学年において算数科(図形)や理科(回路)の時間にコンピュータに意図した処理を行わせるプログラミングを体験させながら、論理的思考力を身に付けさせる。他の教科においても、順次、反復、分岐に基づいた思考を用いることができる内容では、積極的にプログラミング活動(インターネット、機材を用いない「アンプラグド」も含め)を取り入れる。また、電子黒板やタブレットパソコン等の ICT 利活用による「わかる授業」の実践にも意欲的に取り組んでいく。

一人一台端末の持ち帰りについては、各学年の実態に合わせて実施する。使用教科書に準拠した AI 型電子教材(例:e ライブラリ)を活用することで、一人ひとりの理解度に応じた「個別最適な学習」に対応していく。4年生以上については、自宅で充電させる。

月1回「情報の日」を位置づけ、動画コンテンツを視聴し、情報モラルを学ぶ機会を設ける。

## (4) 各教科等

各 教	<b>【国語】</b> 言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育む。そのために、本校では以下の点について重点的に取り組む。 ・目的に応じて筋道を立てて話したり、共通点や相違点を整理しながら友達の発表を聞いたりする活動を重視する。 ・授業では、読み取った内容について自分の思いや考えを書く活動を増やしたり、書いたものを読み合い、友達のよいところを見付けたりする活動を重視する。 ・授業では、場面の様子や内容・人物の行動や気持ちの変化を捉える活動や、事実と意見を区別して読み取る活動を重視する。 ・新出漢字の学習では、語句の意味や使い方を調べたり、学んだ漢字を使って文章を書いたりする学習を重視する。
	<b>【社会】</b> 社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追及したり解決したりする活動を通して、グローバル化

科

する国際社会に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力を育む。そのために、本校では以下の点について重点的に取り組む。

- ・資料の数値や出来事の変化に着目させたり知識と関連づけたりして、キーワードを使って学んだことをまとめる学習を重視する。
- ・資料から読み取ったことを自分の言葉で説明する活動を重視する。
- ・一つ一つの事実だけでなく、それらを関連付けたり比較検討させたりして考えさせる。
- ・「学んだこと考えたことを生活の中でどう生かすか」ということを話し合わせる。

【算数】

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力の育成を図る。そのため以下のような取り組みを行う。

- ・具体物や半具体物、絵、図、言葉、数式などを使って自分の考えや友達の考えを説明し合う活動を通して、表現力・思考力の育成を図る。
- ・絵、図、式(数式)表、グラフ、言葉を適切に用いながら児童の思考過程が見えるノート作りを目指す。
- ・次の学習や生活につながるような、学習のふりかえりを行う。
- ・プログラミング教育を取り入れた授業実践を行う。

【理科】

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察・実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成する。そのために、本校では以下の点について重点的に取り組む。

- ・自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けさせる。
- ・観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。
- ・自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。
- ・デジタル教材やプログラミングなど ICT を利活用して理解を深めさせる。

【生活】

具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を育成する。そのために、本校では以下の点について重点的に取り組む。

- ・活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- ・身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。
- ・身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。

【音楽】

表現や鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成する。そのために、本校では以下の点について重点的に取り組む。

- ・曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解し、自分で考えた音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- ・音楽表現を工夫したり、音楽を味わって聴いたりすることができるようにする。
- ・音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育み、

音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

#### 【図画工作】

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成する。そのために、本校では以下の点について重点的に取り組む。

- ・対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- ・造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を広げたり深めたりすることができるようにする。
- ・つくりだす喜びを味わうとともに、主体的に形や色などに関わり、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を育てる。

#### 【体育】

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む。そのために、本校では以下の点について重点的に取り組む。

- ・生涯を通して運動を「する」「見る」「支える」「知る」ことができる態度を養う。
- ・運動の行い方を知り、健康安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身につけることができるように指導を行う。
- ・運動や健康について自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断することができ、自分の考えを他者に向けて発表することができるようにする。
- ・仲間と共に決まりを守って、楽しみながら進んでその運動に取り組むことができるように指導を行う。

#### 【家庭】

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を育成する。そのために、本校では以下の点について重点的に取り組む。

- ・家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- ・日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
- ・家庭生活を大切にする心情を育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。

#### 【外国語】

外国語による「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動（具体的な場面を想定した英語によるコミュニケーションの活動）を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。そのために、本校では以下の点について重点的に取り組む。

- ・外国語の音声や、文字を「読むこと」「書くこと」に慣れ親しんだり、基本的な表現に慣れ親しませたり、基礎的な技能を身に付けさせたりするために、ALT との TT や ICT 機器を積極的に活用する。
- ・「読むこと」「書くこと」においては、児童の実態に応じて、音声で十分に慣れ親しんだ語句や基本的表現について、書き写したりなぞり書きしたりするなど、音声と文字とを関連付けた言語活動を行う。
- ・外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら主体的に外国語を用いてコ

	<p>コミュニケーションを図ろうとする態度を養うためにALTや外部人材などを活用した学習指導を行う。</p>
<p>特別の教科 道徳</p>	<p>「特別の教科 道徳」の年間計画及び別葉を見直し、学校教育全般を通して行う道徳教育の改善・充実を図る。年間計画及び別葉は、学校行事との関連を図りながら見直し、授業では、「考え、議論する道徳」へと授業の質的転換を図り、道徳的価値に迫る読み物の活用や、道徳的価値に関する問題解決的な学習・体験的な学習など、多様な指導方法を取り入れた授業を行っていく必要がある。評価においては、年間を通して児童の学習状況及び道徳性に係る成長の様子を見取るため、児童の発言の記録や書きためた道徳シートなどをポートフォリオとして集積し、評価に活用する。情報モラルについては、児童の発達段階をふまえながら道徳の時間にも扱うものとする。各学級で年に1回以上、地域や家庭に公開する「ふれあい道徳」を授業参観時に行う。</p>
<p>外国語活動の時間 (3,4年生)</p>	<p>第3・4学年における外国語活動では、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、音声面を中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3・4学年においては、年間35時間の外国語活動を実施する。『Let's try!』を基に、児童の発達段階や実態に応じて、教師と児童や児童同士の関わりを中心にした聞くこと、話すことの言語活動を行う。</li> <li>・学年内で共通のレessonプランで実施することを基本とする。</li> <li>・教材研究や教材準備等は外国語活動担当を中心としながら行い、全校でも共有できるよう、データや紙媒体などで保存する。</li> <li>・外国語の音声や文化に理解を深めさせたり、慣れ親しませたりすることを目的とし、ALTを活用し、TTでの活動を行う。</li> <li>・デジタル教材を積極的に活用し、担任単独の指導においても、外国の文化や音声に慣れ親しませるようにする。</li> </ul>
<p>総合的な学習の時間</p>	<p><b>○総合的な学習の時間「はばたき」</b></p> <p>探究的な見方・考え方を働かせ、地域の人、もの、ことに関わる総合的な学習を通して、目的や根拠を明らかにしながら課題を解決し、自己の生き方を考えることができるようにするために、以下の資質・能力を育成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の人、もの、ことに関わる探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付けるとともに、地域の特徴やよさに気づき、それらが人々の努力や工夫によって支えられていることに気付く。</li> <li>(2) 地域の人、もの、ことの中から問いを見出し、その解決に向けて仮説を立てたり、調査して得た情報を基に考えたりする力を身に付けるとともに、考えたことを、根拠を明らかにしてまとめ・表現する力を身に付ける。</li> <li>(3) 地域の人、もの、ことについての探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、持続可能な社会を実現するための行動の仕方を考え、自ら社会に参画しようとする態度を育てる。</li> </ol> <p>各学年においては、時間配分を修正しながら、以下の活動に取り組む。</p> <p>3年生…「神野公園PR大作戦」「神野のみなさんと昔遊びを楽しもう」</p> <p>4年生…「めざせ!お米博士!」「10才のありがとう」</p> <p>5年生…「みんなにやさしい社会をめざして」～だれもが過ごしやすい地域・学校とは～</p> <p>6年生…「神野小のリーダーとして」「伝えよう!長崎に学ぶ平和」「私たちが作る未来について考えよう」「ありがとう神野小～卒業する私にできること～」</p> <p>「はばたき」の重点項目として、地域の人々との交流がある。地域の人材バンク、施設バンクと連</p>

	<p>携し、校区内の人材を招き、人の思いや願いを知ったり、地域の生活や伝統文化にふれたり、様々な体験活動を通して、各学年の目標の達成に近づけたい。また、神野校区の一員としての自覚を芽生えさせるとともに、ふるさとを大切に、自己のよりよい生き方を創造していこうとする子どもの育成を図る。</p>
<p>特別活動 (学級活動)</p>	<p>○学級活動 児童相互のつながりの強化を図るため、多様な他者と協働する意義や、活動を行う上で必要となることについて理解させ、行動の仕方を身に付けさせる。また、集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりする力を付けさせる。さらに、自主的、実践的な集団活動を通して、集団や社会における生活および人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする資質・能力を育成する。そのために、学級や学校の実態や児童の発達段階などを考慮し、児童による自主的、実践的な活動が助長されるような活動を仕組んでいく。その際、校内研とも関連付けながら取り組みを進めていく。</p> <p>○あいさつ運動の取り組み 児童会活動では、計画委員会を中心に、年間を通じてあいさつ運動を行う(毎週水曜日)。また、あいさつ運動を盛り上げるために、「あいさつ強化月間」を設定し、あいさつの輪を広げることで、活気あふれる学校にしていく。給食時には取り組み状況や「あいさつ名人」を、放送で全校に知らせ、全児童参加のあいさつ運動へと発展させる。</p> <p>○地域の人材の活用と交流 地域の人材を生かし、クラブ活動(箏・三味線・連珠・将棋・囲碁・浮立)では、伝統文化の継承に関わる活動において手厚い支援を受ける。3月には、お世話になった地域の方々と6年生に感謝の気持ちを表す「ありがとう集会」を実施する。このように、地域の方々と相互に関わりを深めながら、郷土に対する思いや愛着を深めていく。</p>
<p>キャリア教育</p>	<p>本校では地域の特性を生かしながら、学年を通じた様々な活動に発達段階に応じたキャリア教育の要素を含めて取り組むことで、児童の潜在的な職業観の醸成を図る。</p> <p>学校行事・総合的な学習の時間、委員会活動・係活動・当番活動を通して、役割分担したことを協力して活動することを学ばせる。</p> <p>実際の活動としては、「学期始め」「運動会などの学校行事」「発表会などの学習活動」「学期終わり」に感じたこと・学んだことなどを記録させる。</p> <p>また、地域の方との交流の中で、さまざまな職業で社会が成り立っていることを知り、農業体験や社会科見学などを通して職業への興味・関心を持たせる。</p> <p>キャリアパスポートに学期末の振り返りなど自己の成長や生活を記録として残すことで、「夢に向かって努力しよう」「自分らしい生き方を実現していこう」という心情や態度の育成につなげる。</p>
<p>環境教育</p>	<p>学校版環境 ISO の取り組みを中心に児童と教職員、地域が共にふるさと佐賀の環境について考え、SDGsを意識した環境保全活動を実践し、環境にやさしい学校づくりを目指す。</p> <p>実践に当たっては、環境調査を実施し、その結果から見えてくる持続可能な資源利用を促す行動目標を定め、実行計画を立てた上で、6月までに「キックオフ宣言」を行う。その中で学校版 ISO の4つの実行目標「電気や水を大切に使う。」「ものを大切に使う。」「ごみを減らす。」「植物を大切に育てる。」を掲げ、全教職員・全児童の共通理解のもと実践し、監視・記録、見直しのサイクルで取り組む。学級ごとに毎週1回「環境チェックの日」を設けて実践し、結果や気づきをもとに、環境委員会を中心とした児童の実践を推進する。また、各クラスにSDGsのポスターを掲示し、意識付けを行う。そして、家庭や地域社会へも情報発信を行い、環境に優しい取り組みを促すことによって児童の</p>

	<p>環境保全に関する意識の向上と行動力育成を目指す。</p>
<p>読書指導</p>	<p>本校では、児童の読書活動を豊かな心や夢を育むための土台の一つと捉えており、学年に応じて、質と量のバランスのとれた読書活動を推進している。そのために、本に親しみ、読書の喜びを味わう場となるよう、学年毎の「おすすめの本」の選定や「図書館まつり」など、図書館の読書環境・行事等を工夫する。また明るく楽しい「毎日行きたくなる図書館」を目指し、図書館司書との連携を密に行い、子どもが読書に関心を持つことができるような環境作りや情報発信を行う。</p> <p>また、月2回、朝の時間に『読書タイム』や『にこにこママ』の読み聞かせを行う。そして、読書習慣を身につけさせたり、読書の楽しさを味わわせたりする。</p> <p>○図書館教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館便りの発行や図書委員会によるイベント等を通して、いろいろな本に数多く触れる機会を増やしたり、児童の読書への関心を高めたりする。</li> <li>・ 学習情報センターとして、資源共有システムを有効に活用しながら、各教科やはばたき(総合的な学習の時間)の調べ学習を充実させる。また、学習資料を整理保管して児童の学ぶ力や情報を活用する力の育成を目指す。</li> <li>・ 子どもたちがより多くの読書活動ができるように、佐賀市電子図書館の活用を推進する。</li> <li>・ 学校図書館司書等と情報交換を密に行い、協同しながら、豊かな学びと夢をはぐくむ学校図書館を目指す。5・6年は年間 80 冊、3・4年は年間 100 冊、1・2年は 120 冊を目標にしている。目標を達成した児童には、5冊貸し出し券をプレゼントするなど読書意欲の喚起に取り組む。また、学年毎の「読書の木」に、児童が 50 冊、100 冊、150 冊、200 冊、300 冊、400 冊に達成すると、それぞれ色の違うりんごが実るような掲示物を作り、可視化できるようにする。</li> </ul>
<p>食に関する教育</p>	<p>○組織的、計画的な実践</p> <p>校長のリーダーシップのもと食育推進担当を中心に、「食に関する指導の手引き」を活用し担任と栄養教諭が連携し、食事の大切さや望ましい食生活について発達段階に応じた指導を行うことで、生涯を通して心身ともに健康な人の育成を図る。また、年間計画に基づきできるだけ保護者が参観している時に食育指導を行うことで、家庭へ働きかけ、給食試食会時の食育講話等を通して家庭との連携の充実を図る。5年生の「新米を食べよう」では、神野まちづくり協議会等と連携した活動を継続し、地域と連携した食育を推進する。</p> <p>○食への関心・感謝の心の育成</p> <p>「佐賀県食育強化月間」に「元気もりもり週間」を実施し、体験活動を取り入れながら食への関心を高め、給食週間では給食に関わる人々や食べ物に感謝する気持ちを育む指導を行う。給食を生きた教材として、食への感謝、旬の食べ物、地場産物のよさ、食文化、衛生的な配慮などを学ばせる。</p> <p>○食物アレルギー対応</p> <p>教職員の研修を毎年実施する事で共通理解を図り、個別指導については、学校給食における食物アレルギー対応指針の大原則に基づき専門医と連携しながら、保護者・教職員・給食関係者間で面談を実施し共通理解を図り、安全性を最優先して進める。</p>
<p>教育課題への対応</p>	<p>○健康教育・学校保健</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任と養護教諭が連携し、教科等や特別活動など保健教育を計画的に進め、健康な生活を送ることができる能力と態度を養う。(基本的生活習慣、歯と口の健康、姿勢指導、感染症の予防等)</li> <li>・ 性に関する指導を推進し、命の尊さや自他の個性を尊重し相手を思いやる心情や態度を育て、望ましい人間関係を構築するなど適切な行動をとることができるようにする。</li> <li>・ がん教育の実践を通して、がんに関して正しく理解し、命の大切さについて主体的に考えることが</li> </ul>

できる資質や能力の育成を図る。

- ・児童委員会活動を通して自分の体や健康な生活について関心を持ち、健康を推進する意欲や実践力を育てる。年2回「元気もりもり週間」でイベントを行い、身体や健康への関心を高める。

○日本語指導

- ・外国につながる児童数の調査やスクリーニングを行う。
- ・指導が必要だと思われる児童本人と保護者の同意を得て、取り出しまたは入り込みによる指導を行う。時数(年間 10~280 時間)や指導内容については、本人や保護者との面談の後、特別の教育課程・個別の指導計画を作成して計画的に指導を行う。
- ・年度途中においても、外国につながる児童の学力や学校生活への状況から、指導が必要だと思われる場合は、担任と連携を取りながらスクリーニングや本人との面談を行う。
- ・外部の関係機関と連携を取り、外国につながる児童同士の関係づくりや居場所づくりのために、外国につながる児童の家庭に関係機関の活動やイベントの案内をする。
- ・多文化共生という観点から外部の関係機関、人権・同和教育の担当者や特別支援教育コーディネーターと連携して、多文化共生教育の充実を図る。

○「SDGs(持続可能な開発目標)」の取組について

- ・「SDGs」について職員の研修を行い、「誰一人取り残さない社会の実現」という「SDGs」の理念を意識するようにする。
- ・授業を通して「SDGs」を児童に理解させたり、実践力を身に付けさせたりするために、「SDGs」の視点で教育課程を見直す。各教室に「SDGs」に関する17の目標を示した表を掲示し、意識付けに繋げる。
- ・ボランティア委員会や環境委員会の活動を「SDGs」の視点で取り組ませたり、「SDGs」の視点を取り入れて活動報告をさせたりする。
- ・図書館用図書としてSDGsに関する本を購入し、児童への啓発を促進する。